

## 避難指示で必ず避難！～避難勧告は廃止です～

「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」が令和3年4月28日に成立し、令和3年5月20日に改正法が施行されました。これにより、「避難勧告」を廃止して「避難指示」に一本化し、「避難準備・高齢者等避難開始」は「高齢者等避難」、「災害発生情報」は「緊急安全確保」に変更となりました。「避難指示」を、これまでの「避難勧告」のタイミングで発令することになりますので、「避難指示」で危険な場所から全員避難しましょう。

今年度から配布している「幸田町防災ハザードマップ風水害対策」の5頁「気象情報」についても変更となりますので、本記事を併せて保管してください。

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認した時に発令)
<警戒レベル4までに必ず避難！>		
4	避難指示	・避難指示（緊急） ・避難勧告
3	高齢者等避難※2	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 災害の発生状況は確実に把握できるものではないため、「緊急安全確保」は必ず発令される情報ではありません。

※2 「高齢者等避難」は、高齢者等以外の人にも必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。